

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例をここに
公布する。

令和6年3月26日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第26号

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成28年河内長野市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条に規定する許可、第12条第1項に規定する変更許可又は附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する許可若しくは変更許可を受けて土砂埋立て等を行っている者については、その許可期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。ただし、これらの者が施行日以後に宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可又は第16条第1項の変更許可を受けた場合は、この限りでない。
- 3 この条例の施行前になされた旧条例に基づく処分については、なお従

前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に指定がされている土砂の搬入を禁止する区域の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。